

新地包ケ第30号

平成30年4月13日

指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の長様

指定訪問型基準緩和サービス事業所の長様

新潟市福祉部地域包括ケア推進課長

指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型基準緩和サービス（訪問型サービスA）におけるサービス提供責任者の兼務について（通知）

日頃より、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり平成30年3月30日付けで厚生労働省老健局振興課より事務連絡がありましたのでお知らせします。

これを受け、本市においても同様に、指定訪問介護または指定介護予防訪問介護相当サービスと訪問型基準緩和サービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合について、同一の人物がサービス提供責任者（基準緩和サービスにおいては訪問事業責任者）の業務に従事することを可能とします。なお、この場合のサービス提供責任者（訪問事業責任者）の必要数を算出するに当たっての利用者数の計算方法は指定訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスの利用者を1としたとき、訪問型基準緩和サービスの利用者は0.5とします。（訪問型基準緩和サービスにおいては個別サービス計画の作成を必須としないため）

なお、本内容に関する実際の人員配置や事業者指定等に関するご質問は介護保険課指定係にお問い合わせください。

新潟市福祉部地域包括ケア推進課

担当：長谷川

TEL：025-226-1281

FAX：025-222-5531

E-mail：houkatsucare@city.niigata.lg.jp